

令和6年度 社会人・若者ボランティア・プロボノ推進事業「とっとりプロボノ」  
プロボノ支援受入団体 募集要項

## 1. 趣旨

公益財団法人とっとり県民活動活性化センター（以下「センター」という。）では、鳥取県内のNPO等の団体の課題解決やボランティアのスキル向上等を目的として、社会人や学生が仕事や勉学、趣味などで培ったスキルや経験を活かして鳥取県内のNPO等の団体を支援するボランティアプログラム「とっとりプロボノ」（以下「本事業」という。）を実施しています。

本事業に関心を持ち、ボランティアとして参加する社会人や学生（以下「プロボノワーカー」という。）による支援を希望する団体を募集します。

## 2. 事業概要

本事業は、社会人や学生が仕事や勉学、趣味などで培ったスキルや経験を活かして鳥取県内のNPO等の団体への支援を行うことで、団体の課題解決やボランティアのスキル向上等を目的として実施するボランティアプログラムです。センターは、プロボノ支援受入団体（以下「団体」という。）への支援内容に基づき、本事業への参加を希望するプロボノワーカー登録者と団体のマッチングを行います。とっとりプロボノは、センターによって編成されたチームで取り組みます。本事業で実施される各プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）は、プロボノワーカーが団体に対してプロジェクトの成果物を納品することをもって完了とします。

## 3. プロジェクト実施期間

令和6年8月～令和7年2月の期間内に2週間～4か月程度（支援内容により異なります。）

## 4. 支援内容

支援内容については、以下のA～Dの4つのうちいずれかを選んでください。支援内容は審査結果により決まりますので、団体のご希望に添えない場合があります。

- A 事業戦略支援（事業計画立案、マーケティング基礎調査、組織の課題整理等）
- B 業務改善支援（業務フロー設計、活動運営マニュアル作成、アンケート作成等）
- C ファンドレイジング（資金調達）支援（営業資料作成、寄付管理等）
- D 情報発信支援（印刷物、IT活用等）

## 5. 申請要件

※「社会人・若者ボランティア・プロボノ推進事業「とっとりプロボノ」実施要綱」及び「プロボノ支援受入団体審査基準」も参照してください。

- (1) 鳥取県内に事務所（所在地）または活動拠点を置く団体
- (2) 営利を目的とせず、宗教・政治活動を主な目的としない団体（法人格の有無は問いません。）
- (3) 定款、運営規約、会則のいずれかを有すること
- (4) 意思決定者および窓口担当者を各1名以上置き、組織としての受け入れ体制が確保できること
- (5) プロジェクト実施期間中、プロボノワーカーやセンター等との電話・メールによる迅速な対応等、円滑なコミュニケーションが図れること
- (6) 平日夜または土日のミーティングにも対応可能であること
- (7) 同時期に同分野での補助金および他のプロボノ支援を受けていないこと
- (8) 本事業の趣旨を理解し、仕事を発注する立場ではなくボランティアを受け入れ一緒にプロジェクトを進めようとする団体であること

## 6. 採択予定件数

1件程度

## 7. 募集期間

令和6年6月3日（月）から7月1日（月）まで（〆切当日の午後5時必着）

## 8. 申請方法

上記の募集期間内に、申請書一式をセンターへ持参するか、郵送またはメールで提出してください。

※メールで提出する場合は必ず事前に電話で担当者にご連絡ください。

## 9. 申請書類

以下の書類を提出してください。プロボノ支援受入団体申請フォームはセンターホームページよりダウンロードできます。

- (1) プロボノ支援受入団体助成申請書（様式第1号）
- (2) 団体の定款、または団体規約・会則
- (3) 団体の直近の活動計算書（NPO法人の場合）、または収支計算書
- (4) 団体の概要、または活動がわかるもの（パンフレット、会報、情報誌、活動写真 等）

## 10. 審査会について

審査会の日程及び方法は申請された団体に個別にご連絡します。

## 11. 採択団体の決定

- ・提出された申請書に基づいてヒアリングを行い、審査会にて採択団体を決定します。結果は審査会後に通知します。
- ・採択団体の決定は7月下旬頃を予定しています。

## 12. 必要経費

プロジェクト実施にかかる次の費用は、センターが負担します。

- (1) 本事業にかかる会場使用料
- (2) プロボノワーカーの旅費
- (3) プロボノワーカーのボランティア保険加入料
- (4) その他、支援の目的の達成に資する費用のうち、センターが必要と認めるもの

※上記の費用については、事前にセンターにご相談ください。

※ただし、以下のような経費はセンターが負担する費用の対象外となります。

- ・飲食代
- ・アンケート等の印刷費や郵送費
- ・用紙や封筒などの消耗品費 等

## 13. その他

- ・本事業に申請される団体は令和6年6月20日（木）にオンラインで実施する説明会に可能な限りご参加ください。参加できない場合はご相談ください。
- ・申請書類に記載された情報は、申請団体の事前の承諾のもと、本事業の普及推進等のために使用する場合があります。

**【お問合せ・お申込み先】**

公益財団法人とっとり県民活動活性化センター（担当：池淵・谷）

住所 〒682-0023 倉吉市山根 557 番地 1 パープルタウン 2 階

電話：0858 - 24 - 6460 ファクシミリ：0858 - 24 - 6470 開所時間：10：00～18：00（平日）

電子メール：info@tottori-katsu.net ホームページ：<https://tottori-katsu.net>